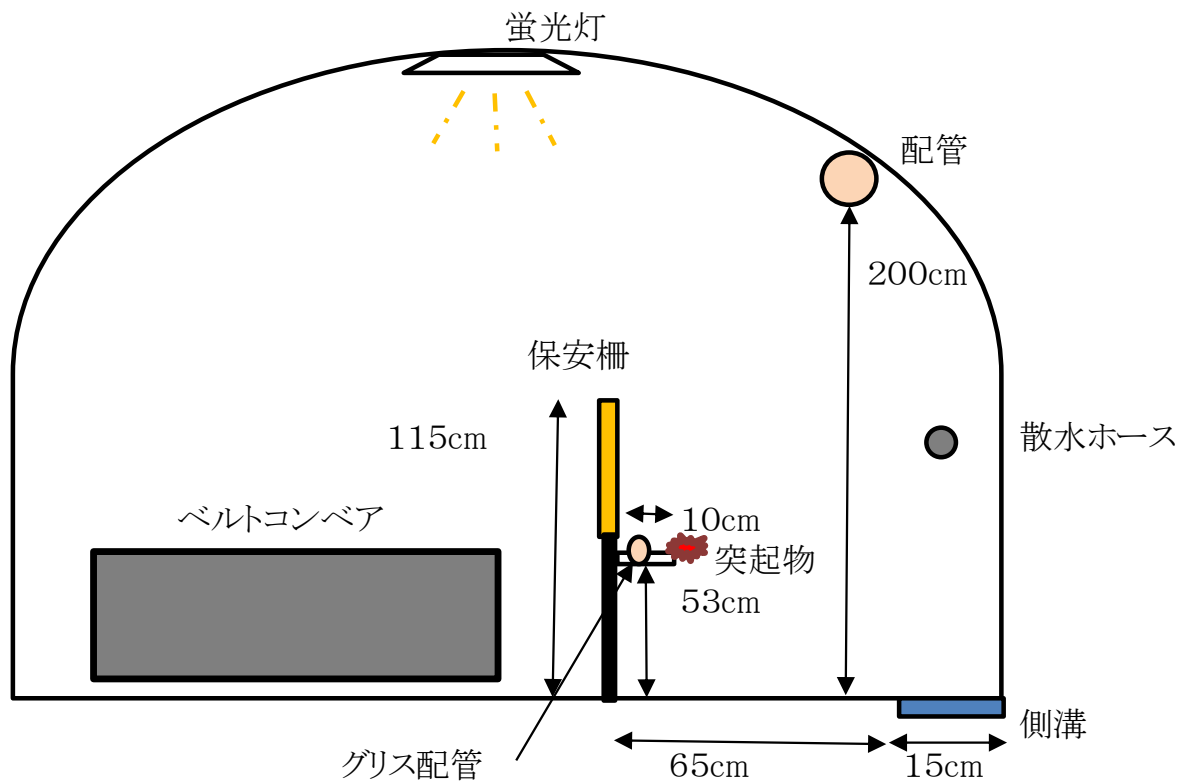
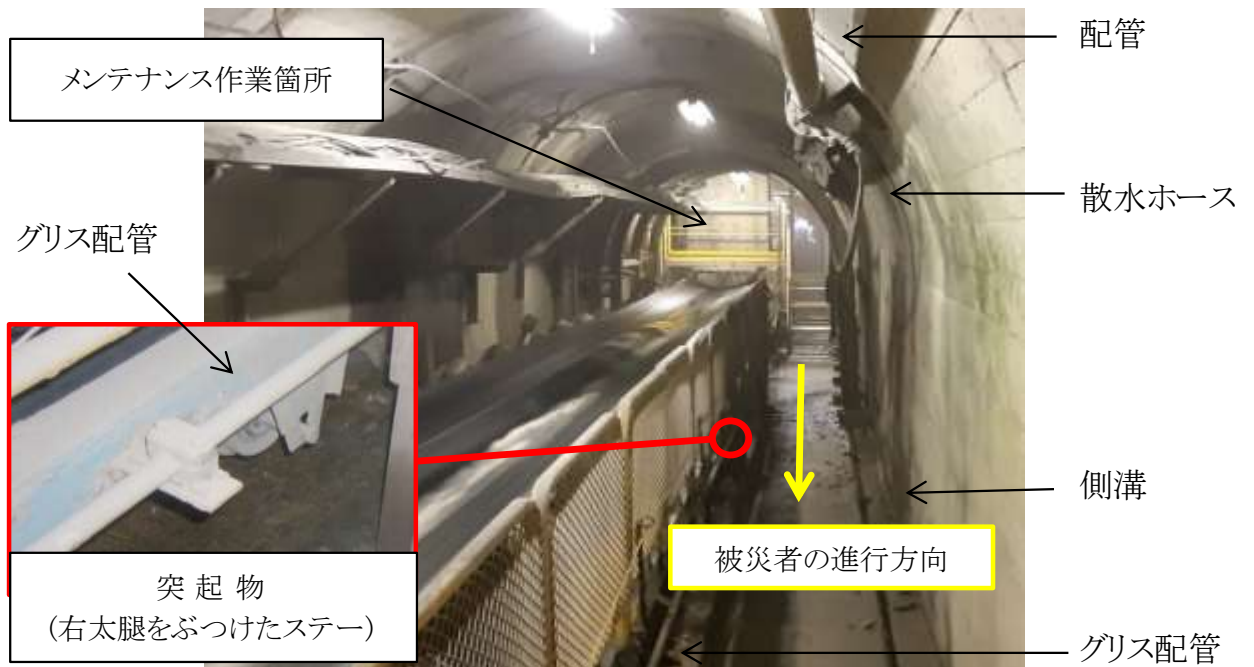


災害等情報（詳報）

鉱種：石灰石、けい石	鉱山の所在地：三重県					
災害等の種類：坑外・転倒	発生日時： 令和元年10月15日（火） 17時00分頃	罹災者数	死	重	軽	計
					1	1
罹災者 年齢、職種、直轄・請負の別、勤続年数、うち担当職経験年数： 34歳、選鉱係員、直轄、勤続年数3年6ヶ月、担当職経験年数3年6ヶ月						
罹災程度：右太腿皮膚挫滅創（休業日数12日） ※皮膚挫滅創（ざめつそう）：摩擦による皮下組織に及ぶ損傷。						
<p><b>【概要】</b></p> <p>罹災者は、15時00分頃から選鉱プラントのメンテナンス作業（詰まった鉱石を除去する作業）を共同作業者7名と開始した。</p> <p>17時00分頃、罹災者は、パトロール車に積まれた作業道具を取りに行くため、ベルトコンベア横の通路を1人で歩行していたところ、右太腿外側をベルトコンベアフレームに設置されたグリス配管ステーにぶつけ転倒した。</p> <p>転倒箇所の床面は湿っていたが、蛍光灯が一定の間隔で設置されており、ヘッドライトが必要な程の暗さではなかった。また、罹災者は安全長靴を履き、両手には何も持っていなかった。</p> <p>罹災者は、作業責任者に対して転倒したが軽い怪我である旨を報告し、控室で着替えと応急措置をしてから作業を続け、23時00分まで勤務して帰宅した。翌朝（16日（水））に右太腿が腫れていたため、病院を受診したところ、右太腿皮膚挫滅創と診断され、手術を受けて入院した。</p>						
<p><b>【原因】</b></p> <p>① 突起物（グリス配管ステー）が通路に飛び出していた。</p> <p>② 散水ホース及びグリス配管が設置され、通路の一部が狭かった。</p> <p>③ 罹災者は、作業道具を急いで取りに行き足元を十分に確認しなかった。</p> <p>④ 罹災者は、当該現場で初めて作業したため、通路の状況を把握していなかった。</p> <p>⑤ 罹災者は、怪我の程度を自身で判断し、作業責任者は十分な確認をしなかった。</p>						
<p><b>【対策】</b></p> <p>① 直ちに突起物（グリス配管ステー）の面取りを行い安全な形状にした。</p> <p>② 散水ホース及びグリス配管を移設し、通路幅を確保した。</p> <p>③ 保安教育DVDを活用し、危険感受性の向上のための再教育を行った。</p> <p>④ 初めての現場でも通路が狭いことがわかるよう表示を行った。</p> <p>⑤ 怪我の程度を自身で判断せず作業責任者の指示を受けるよう周知徹底した。</p>						
<p><b>【参考情報等】</b></p> <p>○通路には歩行の障害となるものを放置しないようにしましょう。</p> <p>○鉱山保安法令及び労働安全衛生法令における参考規定は以下のとおりです。</p> <p>&lt;鉱山保安法令&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・巡視及び点検（鉱山保安法施行規則第26条・鉱業権者が講ずべき措置事例第23章）</li> <li>・共通の技術基準（鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令第3条第1号）</li> </ul> <p>&lt;労働安全衛生法令&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通路に関する安全基準（労働安全衛生規則第540条第1項）</li> </ul>						
<p><b>【お問い合わせ先】</b></p> <p>中部近畿産業保安監督部 鉱山保安課 中村、太田、竹村 電話番号：052-951-2561</p>						



災害発生個所図面(断面図)



災害発生状況写真